

- 第6条 任期付研究員条例第7条第1項の規定による職員の裁量による勤務（以下「裁量勤務」という。）に従事させることができる第1号任期付研究員は、休職者及び停職者を除く第1号任期付研究員のうち、その職務遂行の方法を大幅に当該第1号任期付研究員の裁量にゆだねた場合に、自己の判断により研究業務を能率的に遂行することができると認められる者に限るものとする。
- 2 任命権者は、第1号任期付研究員を裁量勤務に従事させる場合には、あらかじめ当該第1号任期付研究員の同意を得なければならない。
- 3 任命権者は、裁量勤務に従事している第1号任期付研究員（以下「裁量勤務研究員」という。）が裁量勤務を継続しないことを希望する旨申し出た場合又は裁量勤務研究員を裁量勤務に従事させることが当該裁量勤務研究員に係る研究業務の能率的な遂行のため必要であると認められなくなった場合には、速やかに裁量勤務に従事させることをやめなければならない。
- 4 任命権者は、第1号任期付研究員を裁量勤務に従事させ、又は従事させることをやめる場合には、人事委員会の定めるところにより、当該第1号任期付研究員に対し速やかに通知するものとする。
（勤務場所等）
- 第7条 裁量勤務研究員は、その勤務公署以外の場所においてその日の勤務のすべてを行う場合で任命権者が必要であると認めるときには、その場所及び勤務内容等任命権者が必要と認める事項について、あらかじめ任命権者に申し出なければならない。
- 2 任命権者は、裁量勤務研究員に、特定の時間帯にその勤務公署において勤務することその他の特定の方法による職務遂行を命ずる場合には、当該裁量勤務研究員にあらかじめその内容を通知しなければならない。
（勤務の状況についての報告）
- 第8条 裁量勤務研究員は、研究業務の遂行状況その他の勤務の状況について、任命権者が定める期間ごとに報告しなければならない。
（勤務時間を割り振られたものとみなす時間帯等）
- 第9条 任期付研究員条例第7条第2項の人事委員会規則で定める時間帯は、午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時15分から午後1時までを除く。）の時間帯とする。
- 第10条 任期付研究員条例第7条第2項の人事委員会規則で定める日は、次に掲げる日とする。
- （1） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- （2） 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年熊本県条例第13号。以下「勤務時間条例」という。）第9条に規定する年末年始の休日
- （3） 全日にわたり勤務時間条例第11条に定める休暇が承認された日
- （4） 前3号に掲げるもののほか、全日にわたり勤務しないことにつき特に承認があった日
（雑則）
- 第11条 この規則に定めるもののほか、任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関し必要な事項は、人事委員会が定める。
- 附 則
この規則は、平成15年4月1日から施行する。

熊本県職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月26日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第8号

熊本県職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成3年熊本県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和26年熊本県条例第2号。以下「一般職員給与条例」という。）第15条の3」の次に「（熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年熊本県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第5条第2項及び熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年熊本県条例第2号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条において同じ。）を、「熊本県立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第19号。以下「県立学校給与条例」という。）第15条の2」の次に「（任期付職員条例第6条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条において同じ。）」を加える。

第2条を次のように改める。

（管理職員特別勤務手当の額等）

第2条 一般職員給与条例第15条の3第2項、大学職員給与条例第15条の2第2項及び県立学校給与条例第15条の2第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- （1） 熊本県職員の管理職手当に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第11号。以下「管理職手当規則」という。）別表に掲げる職を占める職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当規則別表に掲げる支給割合に応じ、それぞれ次に